

令和8（2026）年10月20日

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

互選議員選挙に関する公告

- 公告第633号 議員選挙の公告（1～2ページ）
- 公告第634号 選挙人範囲の公告（3ページ）
- 公告第635号 投票所の場所及び投票所開閉時間の公告（4ページ）
- 公告第636号 郵便投票の公告（5ページ）

日本アイ・ビー・エム健康保険組合
理事長 中村 拓

公告期間：令和8（2026）年10月20日～令和8（2026）年11月20日

問い合わせ先 選挙事務局

EB25208@jp.ibm.com

03-6701-8249

議員選挙の公告

日本アイ・ビー・エム健康保険組合の第7選挙区互選議員に欠員が生じたため、日本アイ・ビー・エム健康保険組合規約ならびに組合会議員選挙執行規程に基づき、下記のとおり互選議員の選挙を行います。

記

1. 選挙の期日 令和8（2026）年11月18日（水）

2. 選挙すべき議員数

第7選挙区の定数は1名です。該当の会社・部署等は「選挙人の範囲」を参照ください。

3. 立候補

1) 立候補の受付開始および締切り

10月20日（火）午前9時から受付、10月26日（月）午後5時に締切ります。

2) 立候補の届出

「立候補届」は、同じ選挙区の被保険者20名以上の推せんによる「議員候補者推せん届」を添え、選挙事務局宛提出してください。

（同一被保険者が、2名以上の立候補者に対して推せんを行うことはできません）

「立候補届」、「推せん届」の用紙は、選挙事務局に申し出て入手してください。

電子メールによる届出も可能です。希望する場合は選挙事務局に申し出てください。

事務局は、該当選挙区の被保険者や推せん人であることを確認後、各届を受理したことを選挙長に確認いただきます。

4. 選挙活動

1) 選挙活動の期間

立候補届を選挙事務局に届け出て、受理されてから選挙日の前日までです。

2) 選挙活動の方法

立候補締切り後に「立候補の公告」を健保組合ホームページに掲示します。この他に必要であれば、選挙事務局が交付する所定の用紙を用いて立候補の趣意書を作成し周知することができます。

A. 健保組合ホームページへの掲示（11月18日まで掲示）

所定用紙を用いた趣意書1種類、1枚、1回に限り掲示します。投票日当日（11月18日）の掲示依頼は受け付けません。原則、当掲示のみが活動の範囲ですが、特に希望する場合に限り以下BおよびCの方法を認めます。

B. 事業所指定場所への掲示（11月18日まで掲示）

各事業所が定める掲示物承認手続きを完了の上掲示してください。所定用紙を用いた趣意書を1種類、1枚、1回に限り掲示できます。投票日当日（11月18日）の掲示依頼は受け付けません。

C. 配布（11月17日まで。投票日当日の配布は禁止）

以下を順守する前提で立候補者自身の選挙区内で書面の趣意書の配布ができます。趣意書数は最大で選挙人の数までです。

- ・就業時間内の配布は禁止します。また、フレックスタイム制勤務等で立候補者やその代理人などが就業時間外であっても、就業時間中の選挙人に対する配布は禁止します。
- ・電子化した趣意書、その他の文書や動画等も含め、電子メールやSNSを使つての配信・投稿は禁止します。

以上の方法以外の選挙活動等や選挙の公正を欠く言動があつた場合は、当選しても理事会の決議により議員の資格を失うことがあります。

5. 選挙長

選挙区	氏名	所属・役職
第7	とりい たく 鳥井 卓	Hybrid Cloud & Data. AI Agent Leader

以上

選挙人範囲の公告

●選挙区の投票所および投票管理者は公告第 6 3 5 号の投票所の場所及び投票所開閉時間の公告を参照してください。

●11月18日に投票が行われることになった場合、選挙人（被保険者）には郵便投票に必要な用紙等一式を追ってお送りします。

事業所	選挙区	選挙人の範囲	
日本アイ・ビー・エム	第7	日本 IBM ⑦	Hybrid Cloud & Data, Strategy & Transformation

(注) 以下の日本アイ・ビー・エム子会社・関連会社への出向者は選挙人の範囲に含まれません。

日本アイ・ビー・エムデジタルサービス

日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング

日本アイ・ビー・エム・スポーツ

日本アイ・ビー・エム・スタッフ・オペレーションズ

日本アイ・ビー・エム・クレジット

コベルコシステム

りそなデジタル・アイ

以上

投票所の場所及び投票所開閉時間の公告

公告第633号による日本アイ・ビー・エム健康保険組合の互選議員選挙の投票は、多くの被保険者が在宅やオフィス外での勤務等、必ずしも事業所に出勤することがない状況に鑑み、公告第636号による郵便投票のみで行います。郵便投票の受理会場として下記のとおり投票所を設置し、開閉時間を定めます。

記

1. 投票所の場所及び投票管理者

(1) 投票所

郵便投票のための投票所を次の事業所内に設置いたします。

東京都中央区日本橋箱崎町 36-2

日本アイ・ビー・エム健康保険組合 会議室

(2) 投票管理者

日本アイ・ビー・エム健康保険組合 選挙事務局

連絡先： EB25208@jp.ibm.com

03-6701-8249

2. 投票所開閉時間

令和8年11月18日（水）午前10時から午後4時まで

郵便による投票のみを受け付けますので、上記時間内であっても投票所に立ち入り投票することはできません。

以上

郵便投票の公告

公告第 6 3 3 号による日本アイ・ビー・エム健康保険組合の議員選挙における郵便投票を、以下のとおり行います。

1. 郵便投票の範囲

多くの被保険者が在宅やオフィス外勤務など柔軟な勤務を行っている状況に鑑み、全被保険者が対象になります。

2. 郵便投票の有効期限

選挙当日の投票所閉鎖時刻（11月18日（水）午後4時）までに公告第635号に定められた投票所に到着した郵便投票が有効です。

3. 郵便投票の方法

日本アイ・ビー・エム健康保険組合より、「投票用紙」、「郵便投票用封筒」および返送用封筒を選挙となる選挙区の被保険者宛に郵送します。以下の手順で郵便投票を行ってください。

A. 「投票用紙」に候補者氏名を記入ください。

B. 「郵便投票用封筒」の表面に選挙区、氏名、記号と被保険者等番号を記入ください。

（被保険者等記号、番号はマイナポータル、資格確認書などにて確認できます。）

C. 手順A. で記入済の「投票用紙」を二つ折りにして、手順B. で表面記入済の「郵便投票用封筒」に封入の上、返送用封筒にて、上記「2. 郵便投票の有効期限」内に到着するよう送付してください。

以上